資源化可能な紙類の売払業務委託（大阪市立総合医療センター外１ヵ所）仕様書
（単価契約）

本業務は、大阪市立総合医療センター及び大阪市都島センタービルにおける資源化可能な紙類（段ボール、古新聞、シュレッダー紙、ＯＡ紙、雑誌、その他の紙類）の売払を行うものである。

１　引取種別

資源化可能な紙類（売払）

２　履行期間

令和４年 10 月１日から令和７年９月 30 日まで

３　引取回数

原則、１日１回（月曜日から金曜日までの平日）

※　排出量が多い場合は、委託者の担当者と協議のうえ、引取回数を決定する。また、臨時に収集を指示する場合もあるので、委託者の担当者と協議のうえ、臨機応変に対応すること。

※　年末年始を含む長期休暇期間については、別途協議すること。

４　引取時間

１　総合医療センター

午前９時 30 分から午前 10 時までの間とする。

２　都島センタービル

午前 10 時から午前 10 時 30 分までの間とする。

５　売払内容及び予定量/３年

（単位：kg）

	総合医療センター	都島センタービル	合　計
段ボール	323,520	4,308	327,828
シュレッダー紙	59,940	7,280	67,220
ＯＡ紙	0	60	60
古新聞	13,620	1,302	14,922
雑誌	114,030	20,754	134,784
その他の紙類	0	15	15
合　計	511,110	33,719	544,829

※　売払数量は予定数量であり、確約するものではない。

６　排出形態

排出形態としては、次のようになっているので、留意すること。

1　シュレッダー紙は袋詰めしたもの、ＯＡ紙はコピー用紙の空き箱等に詰めたもの、その他の紙類とは、紙箱やメモ用紙など雑多な紙くずを袋詰めしたもので排出される。

2　資源化可能な紙類は、引取場所に平置きの状態である。

7　引取場所

1　大阪市都島区都島本通２丁目 13 番 22 号
大阪市立総合医療センター地下１階（別紙図面①参照）

2　大阪市都島区中野町５丁目 15 番 21 号
大阪市都島センタービル１階（別紙図面②参照）

8　引取方法等

1　シュレッダー紙及びその他の紙類の収集にあたっては、委託者が用意する袋に入れており、袋の中の紙資源は袋ごと全て収集すること。

2　大阪市立総合医療センターへ入庫する車両の高さ制限は３m60㎝となっており、敷地内は８㎞/ｈ以下で徐行すること。

3　運搬に際しては、道路交通法等の法令を遵守するとともに、荷崩れ等を起こさないよう細心の注意を払って積み込み、運搬を行うこと。

4　受託者が作業中に知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、職を退いた以後においても同様とする。

5　作業中に書類等の閲覧、複写等一切の諜報活動を行ってはならない。

6　古紙等の引き取り完了後は、紙くず等の散乱が残らないよう、集積場、通路、積み込み場所等の現場清掃を徹底すること。

9　委託範囲

委託範囲は、資源化可能な紙類保管場所からの収集運搬から売払までにかかる関係業務のすべてとする。

10　作業報告書

毎月の引取り実績を翌月の 10 日までに委託者の担当者あて提出すること。（EXCEL のデータで提出すること。）

11　計量

引き取り時、総合医療センター及び都島センタービルに入居している施設（別紙図面②詳細版を参照）ごと、かつ売払の紙類の種別ごとに計量を行い記録すること。

原則として、計量にかかる計量器は、受託者において準備するものとし、重量がレシートに打ち出されるものを使用すること。また、計量器を総合医療センター及び都島センタービルに置いておくことは差し支えない。ただし、この手法によらない場合は、協議のうえ決定するものとする。

12　賠償責任

受託者は、天災等の不可抗力によるものを除き、受託者の責に帰すべき事由により生じた損害については、これを賠償すること。

13　受託者の負担

1　この業務に使用する消耗品・機器・機材・燃料・高速料金等の一切を受託者の負担とする。

2　引き取りにかかる諸費用は、契約金額に含むものとする。

14　関係法令の遵守

本業務の遂行にあたり関連法令、並びに車両に定められた積載量を守ることなど道路交通関係法令を遵守すること。

15　再委託について

本仕様書に記載する業務は、引取・売払まですべて受託者において実施するものとし、再委託については認めない。

16　業務にあたる際の注意点

1　迅速かつ丁寧な対応を行うように常に心がけること。

2　業務中に飲酒又は酒気を帯びて業務をしてはならない。

3　火災、盗難及び事故等の防止に十分注意すること。

4　各施設の敷地内及びその周辺における喫煙は、一切禁止とする。

5　作業にあたっては、委託者の職員及び委託者が別途委託している警備員、清掃員の指示に従うこと。

6　本件業務が滞ることは、病院運営に支障をきたす可能性があることを十分に理解したうえで業務に従事すること。

17　その他

1　受託者が交代する際の業務引継ぎについては、新旧の業者は相互に協力し、新旧業者間で済ませること。

2　受託者は、業務中に事故が発生した場合は、速やかに適切な処置を講ずるとともに、委託者の担当者に報告すること。

3　収集した資源化可能な紙類の中には、不純物（古紙として処理できないもの）が含まれているが、売払価格については、不純物込みの重量となるので、単価算定の際は十分に考慮すること。

4　収集した資源化可能な紙類は、受託者の責任において再資源化を行うこと。また、再資源化にあたり、関係法令を遵守し、適正処理及び再生利用を行うこと。

5　この仕様書に定めのない事項が生じた場合、誠意をもって委託者・受託者双方協議の上、これを定める。

6　本仕様書について、疑義のある場合は委託者に照会すること。照会のない場合の疑義については、すべて委託者の解釈によるものとする。

7　やむを得ない理由により、回収日時等を変更する場合は、双方の協議の上、決定すること。

8　契約金額の額が経済情勢の変化等により不当となったときは、双方の協議によりこれを改訂することができる。

地下１階平面図

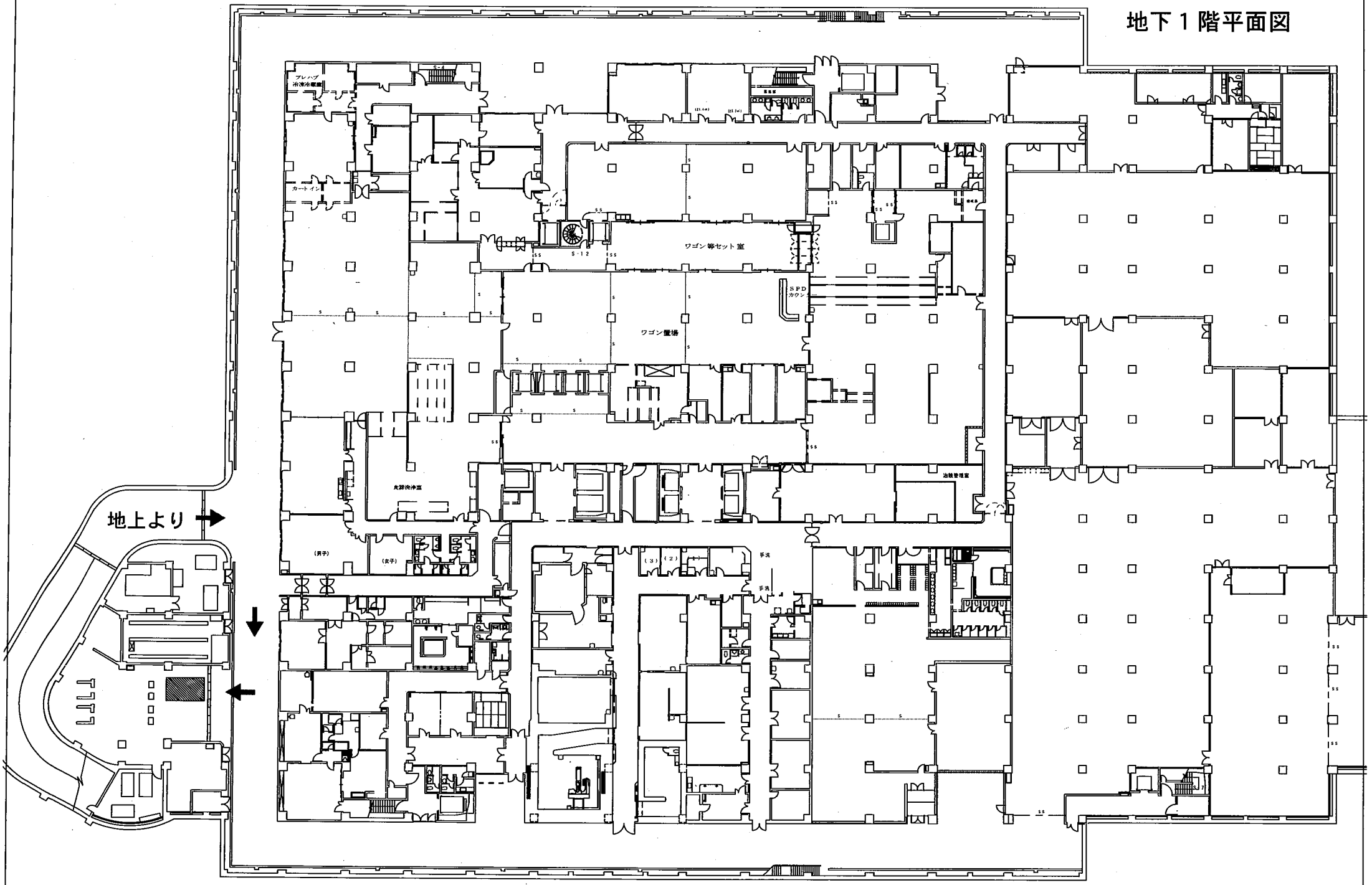

再利用紙引取場所（総合医療センター　地下１階））

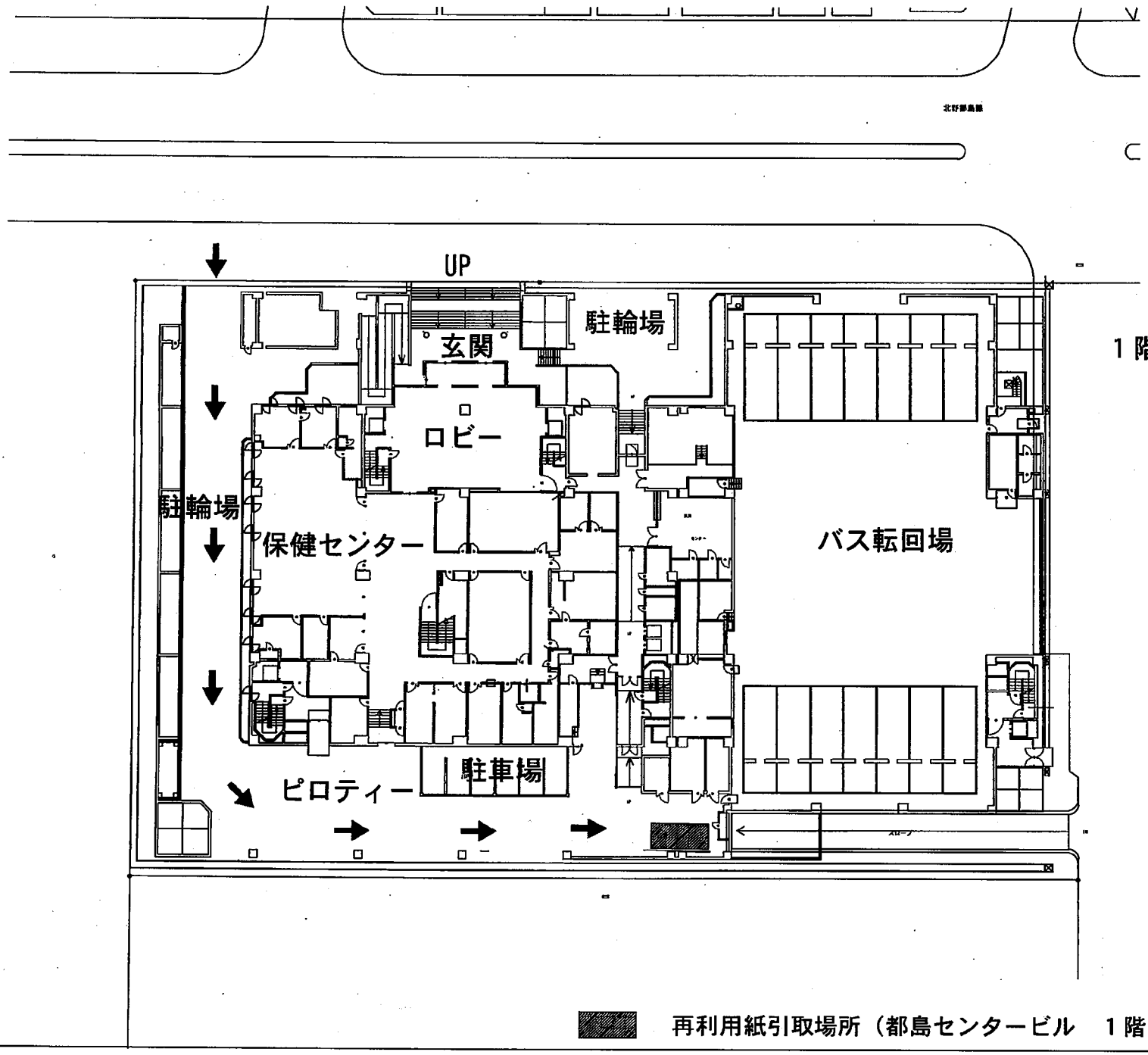

1階平面図

再利用紙引取場所（都島センタービル　1階）

（別紙図面②詳細版）都島センタービル施設一覧及び引取場所

■都島センタービルに入居している施設一覧

施設名
経済戦略局（都島スポーツセンター）
健康局（こころの健康センター）
都島区役所（都島区保健福祉センター分館）
こども青少年局（都島区子ども・子育てプラザ）
大阪市立総合医療センター（治験管理室等）

■都島センタービルにおける資源化可能な紙類の引取場所

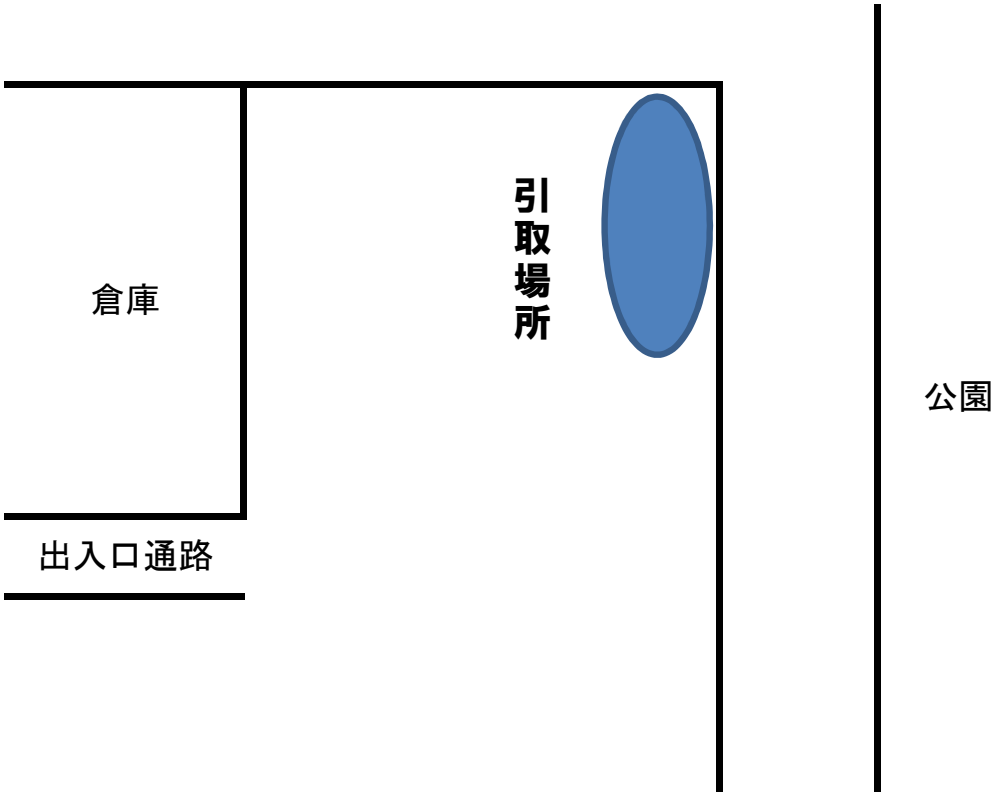

（別紙）

暴力団等の排除に関する特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）が締結する契約等から暴力団を排除する措置については、「大阪市暴力団排除条例」（以下「条例」という。）、「大阪市暴力団排除条例施行規則」及び「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる。

1　暴力団等の排除について

（1）受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

（2）受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

（3）受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る発注者監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

（4）受注者及び下請負人等が、正当な理由なく委託者に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

（5）受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、発注者及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

（6）発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2　誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に準拠し、大阪市と同様の取扱いをするものとする。

（条例の遵守）

第１条　受注者及び受注者の役職員は、受注業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成１８年大阪市条例第１６号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、受注業務について、次の各号に定める場合、速やかに、その内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（１）　条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたとき

（２）　発注者の職員から、違法または不適正な要求を受けたとき

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第１２条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

○ 地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室の連絡先：06-6929-3265

個人情報等の保護に関する特記仕様書

この契約の履行にあたって個人情報は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、適切に取り扱わなければならない。